

和福障第 612 号
令和 5 年 6 月 28 日
(2023 年)

福祉・介護職員処遇改善加算等算定事業者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公 印 省 略)

令和 4 年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告について

平素、本市の障害福祉行政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 4 年度に福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ等加算（以下、「処遇改善加算等」という。）を算定した事業所につきましては、次の事項に留意してそれぞれ届出書類を提出してください。

1 提出先 和歌山市障害者支援課

※法人内の事業所が和歌山県、その他自治体でも指定を受けている場合は、必要に応じ当該自治体への届出も併せて行ってください。

2 提出期限 障害者支援課窓口持参の場合は、令和 5 年 7 月 31 日（月）必着

郵送の場合は、令和 5 年 7 月 31 日（月）消印有効

メールの場合は、令和 5 年 7 月 31 日（月）必着

3 提出方法 郵送、持参またはメール

（※メールの場合は、件名に「令和 4 年度処遇改善加算等の実績報告の提出について」と記載の上、送信してください。）

（※郵送により提出する場合は、受付印を押印した控えを送付するための返信用封筒（宛先を記入し、切手を貼付したもの（※料金不足とならないようご注意ください。））を必ず同封してください。）

4 提出書類

令和 4 年度障害福祉サービス等処遇改善実績報告書【別紙 3-1, 3-2, 3-3】

※昨年度と実績報告書の様式が異なるため、

和歌山市ホームページ（ページ番号：1050770）から新様式を必ずダウンロードし、記入例を参考にして作成をお願いします。

5 注意事項

- ・賃金改善額の積算根拠資料（各月の賃金台帳、勤務形態一覧表等）や国民健康保険団体連合会発行の「福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ」の提出は不要ですが、場合によって本市が個別に提出を求める場合があります。
- ・本加算を算定している事業者で令和 4 年度中に休止、廃止した場合も実績報告書を提出する必要があります。

6 その他

- ・本通知は、法人あてに送付させていただいております。事業所ごとに実績報告を行う場合などは、適宜供覧等を行ってください。
- ・届け出に必要な様式その他必要な手続き等は本市ホームページをご参照ください。

ページ検索方法（以下のどちらからでも検索可能です）

（番号検索）市トップ画面右側の広報ページ番号検索欄にページ番号「1050770」を入力

（階層検索）和歌山市ホームページ 事業者（トップ画面上段）

└ **福祉 / 障害福祉サービス等事業者の方へ（ページ下部中央）**

└ **障害福祉サービス等事業者の方へ**

└ **お知らせ**

「令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等の実績報告について」

【提出先・連絡先】

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市福祉局社会福祉部 障害者支援課
（担当）瀧、山路、堀川

TEL：073-435-1060 FAX：073-431-2840

Mail：shogaishashien@city.wakayama.lg.jp